

令和8年3月改訂

運転代行業の手引き



宮崎県総合政策部総合交通課

目次

はじめに	1 P
自動車運転代行業の定義	2 P
自動車運転代行業の一般的な業務形態	3 P
標識	4 P
約款	4 P
料金表	6 P
簿冊関係（1）従業員名簿	7 P
簿冊関係（2）苦情処理簿	8 P
簿冊関係（3）乗務記録簿	8 P
簿冊関係（4）従業員指導記録簿	9 P
受託保険	10 P
任意保険	11 P
随伴用自動車	12 P
利用者説明	14 P
報告・立入検査	15 P
立入検査時の留意事項	16 P
その他（変更届出義務）	17 P
その他（タクシー類似行為・白タク）	18 P
行政処分	19 P
資料1・従業員名簿	20 P
資料2・苦情処理簿	21 P
資料3・乗務記録簿	22 P
資料4・従業員指導記録簿	23 P
資料5・随伴用自動車の表示方法	24 P
資料6・変更届出書	25 P
資料7・標準自動車運転代行業約款	26 P
資料8・罰則等一覧表	28 P

はじめに

自動車運転代行業については、飲酒等をした利用者に代わって自動車を運転し、利用者と自動車を自宅等まで送り届けるサービスを提供する事業として、飲酒運転の防止に一定の役割を果たしてきました。一方で、それまで自動車運転代行業を規制する法律が存在せず、自由に営業することができたため、交通事故をはじめとする各種法令違反や料金等を巡る代行業者と利用者とのトラブルが後を絶ちませんでした。このため平成14年6月1日、自動車運転代行業の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）が施行されました。

この法及び関係規程（以下「法令等」という。）には、損害賠償措置を講ずべき義務など自動車運転代行業を営む者が遵守しなければならない事項が定められており、違反した場合は、拘禁刑や罰金刑等の刑事処分のほか、営業停止や指示等の行政処分の対象にもなります。また、罰金以上の刑を受けると自動車運転代行業の欠格事由に該当し、認定が取り消される場合もあることから、自動車運転代行業を営む上で、事業者はこの法令等を熟知しておく必要があります。

本手引きでは、法令等のうち県が所管する「利用者の保護」に関する事項について、ポイントを分かりやすく紹介しています。事業者の皆様におかれては、本手引きを日々の業務に広く御活用いただき、法令遵守の徹底と利用者の保護に万全を期していただくようお願いいたします。

令和8年3月

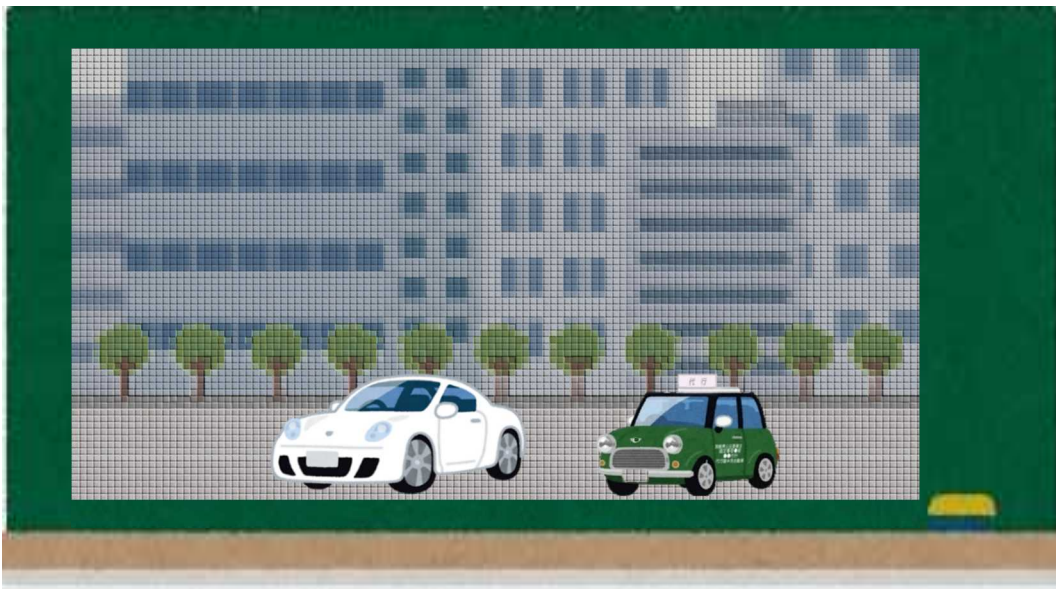
宮崎県総合政策部総合交通課長

自動車運転代行業の定義

自動車運転代行業とは、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、法第2条第1項に定める次の各号のいずれにも該当するものをいう。

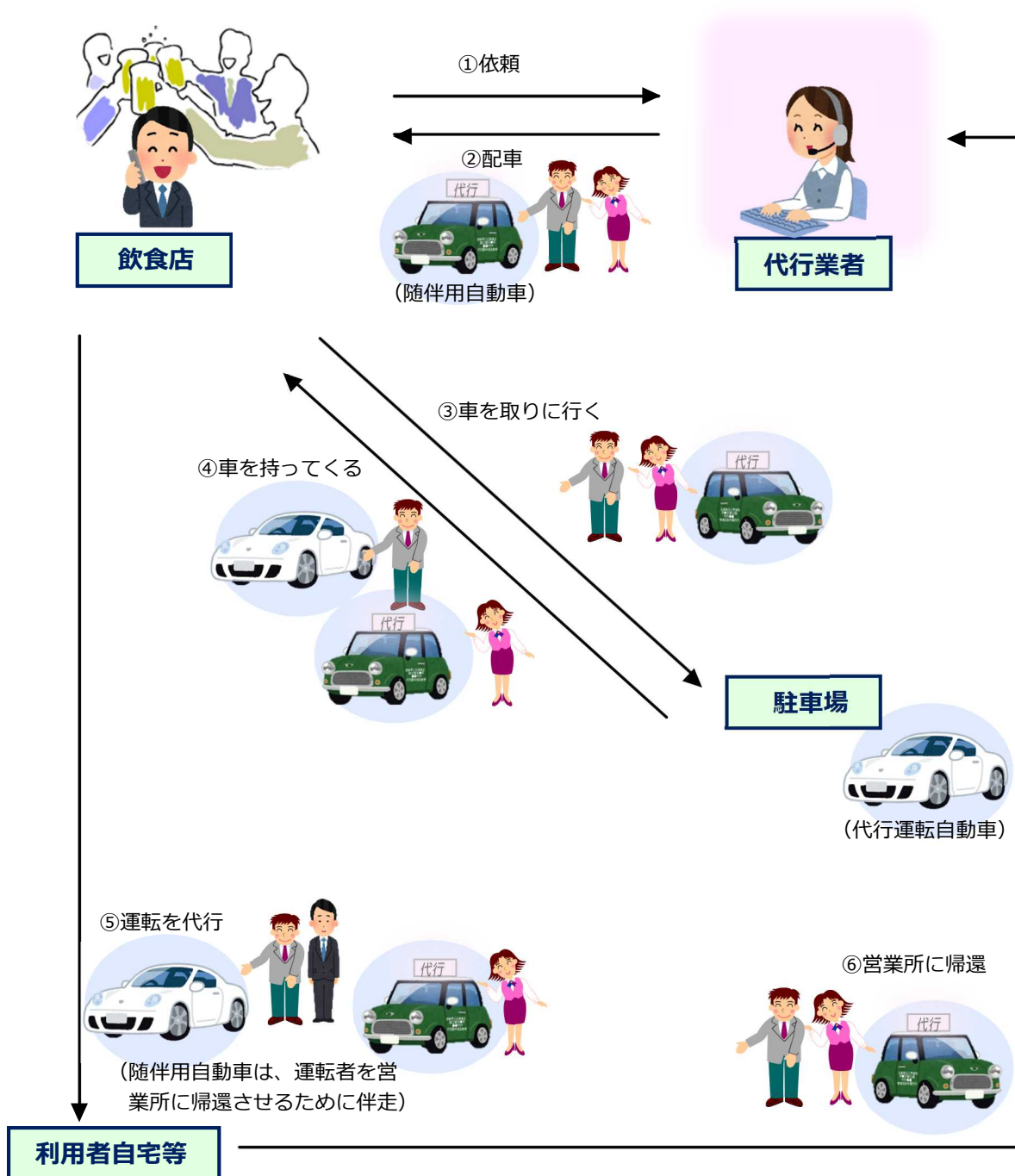
- 主として、夜間において酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること。(第1号)
- 酔客その他役務の提供を受ける者を乗車させるものであること。(第2号)
- 常態として、当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること。(第3号)

※ 常態とは、「いつもの状態、普通の状態」のことをいい、代行する自動車（客車）と随伴用自動車がペアになって走行している状態にあることです。



上図のようにお客様の車の後方を随伴用自動車が追隨している状態が自動車運転代行の条件です。

自動車運転代行業の一般的な業務形態



標 識

【 掲 示 ・ 公 衆 閲 覧 義 務 】

自動車運転代行業者は、認定を受けたことを示す国家公安委員会規則で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業所の規模が著しく小さい場合、その他国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

法第6条第1項

罰則：20万円以下の罰金 行政処分：2点

【趣旨】

公安委員会の認定を受けた事業者か否かを利用者が知ることができなければ、利用者の保護を十分に図れないため、主たる営業所に公安委員会の認定の証として標識の掲示を義務付けるとともに、利用者をはじめ広く公衆に知らせるため自動公衆送信（ウェブサイト。ただし、SNSは除く。）への掲示も義務付けています。

【ポイント】

- ① 掲示場所は利用者から見やすい場所であるか？
- ② 掲示場所は破損や劣化しやすい場所ではないか？
例～直射日光が当たる、湿気があるなど
- ③ ウェブサイトへ掲示しているか？

※ 随伴用自動車が1台以下又はウェブサイトを保有していない場合は除く。

約 款

【 掲 示 ・ 公 衆 閲 覧 義 務 】

自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

法第13条第1項

自動車運転代行業者は、第1項の規定により自動車運転代行業約款を定め、又は変更したときは、第6条第1項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、当該自動車運転代行業約款を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

法第13条第5項

罰則：20万円以下の罰金 行政処分：2点

【趣旨】

役務の提供の契約を利用者と個別に綿密に交渉し、締結するのは事実上困難であることから、事業者の責任の所在について、あらかじめ自動車運転代行業の約款を定

め、当事者間のトラブルを防止し、もって利用者の保護を図ることとしています。また、約款を営業所に掲示させるとともに、自動公衆送信(ウェブサイト。ただし、SNSは除く。)への掲示についても義務付け、利用者をはじめ広く公衆に知らせることを目的としています。

【ポイント】

- ① 約款の内容
役務の提供、拒絶、料金、利用者及び第三者に対する責任が明記されているか？
- ② 掲示場所
利用者から見やすい場所であるか？
- ③ ウェブサイトへ掲示しているか？
※ 随伴用自動車が1台以下又はウェブサイトを保有していない場合は除く

【 基準・届出義務 】

自動車運転代行業約款は、次の各号のいずれにも適合しているものでなければならない。

- (1) 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 少なくとも料金の收受及び自動車運転代行業者の責任に関する事項であって国土交通省令で定めるものが明確に定められていること。

法第13条第2項

自動車運転代行業者は、第1項の規定による掲示をするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、同項の自動車運転代行業約款を国土交通大臣(※自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第7条の規定により、「都道府県知事」に読み替え。以下同じ。)に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

法第13条第3項

罰則：20万円以下の罰金 行政処分：2点(第3項のみ)

【趣旨】

事業者が代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を補償するための措置であって、国土交通省令で定める基準となる約款に適合するものを講じるとともに、営業開始前に都道府県知事に提出する義務を事業者に課すことにより、約款内容の適正化の実効性を確保しています。

【ポイント】

- ① 県への提出は理解しているか？
自らが約款を定める場合は県への届出が必要である。
- ② 自ら独自の約款を使用する場合の届出は理解しているか？
独自に標準約款の条件を超える約款を作成した場合、使用する 30日前までに県に提出しなければならない。
※ 標準約款制度(法第13条第4項)
国土交通大臣が定めた約款と同一の約款を使用する場合は届出が免除

料 金 表

【 掲 示 ・ 公 衆 閲 覧 義 務 】

自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、当該料金について、その営業所において利用者に見やすいように掲示するとともに、第6条第1項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

法第11条

罰則：20万円以下の罰金 行政処分：2点

【趣旨】

主に酔客を対象に行われる業務であるため、法外な料金を請求されるといった料金に関するトラブルの発生が懸念されます。このようなトラブルは事業者と利用者との間で十分な合意がなされずに、役務の提供があったことが原因で起きていることから、あらかじめ料金を定め、料金表を営業所に掲示するとともに、自動公衆送信（ウェブサイト。ただし、SNSは除く。）への掲示を義務付けることにより、利用者をはじめ広く公衆に知らせ、料金の透明性を確保しようとするものです。

【ポイント】

- ① 利用者から見やすい場所に掲示されているか？
- ② 距離ごとに料金を定めるなど、利用者が一目で分かるように作成されているか？
- ③ 料金を変更した場合は料金表を修正しているか？
- ④ ウェブサイトへ掲示しているか？

※ 随伴用自動車が1台以下又はウェブサイトを保有していない場合は除く

簿 冊 関 係

自動車運転代行業者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所ごとに苦情に関する帳簿その他の代行運転役務の提供に関する帳簿又は書類で国土交通省令で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。

法第20条第2項

罰則：20万円以下の罰金 行政処分：2点

【趣旨】

行政官庁の監督を適正に実施するため、事業者に対し必要な帳簿等の備え付けを義務付け、立入検査の際にその内容が確認できるようにしたもので、不備があれば指導や是正措置を行うことにより業務の適正化を図ろうとするものです。

【国土交通省令で定める簿冊】

- (1) 従業員名簿
- (2) 苦情処理簿
- (3) 乗務記録簿
- (4) 従業員指導記録簿

《 注 意 》

法令等で定まった様式はありません。以下の内容や添付の資料を参考に事業者自らで作成し備え付けてください。また、それぞれの簿冊は国土交通省令により作成の日から2年間の保存義務が定められています。

【 (1) 従業員名簿 】

- ① 重要性
従業員を管理する上で重要なものになります。
- ② 留意事項
 - 運転免許証の有効期限には特に注意してください。
 - 退職となった日からも2年間は保存が必要です。
- ③ 記載事項
資料1「従業員名簿」を参照
- ④ その他
警察署も立入検査の際に確認します。

【（２）苦情処理簿】

- ① 重要性
業務の適正化のためには、苦情に対して事業者自らが対応し、その後の業務について改善を図ることが重要であることから、苦情の処理に関する簿冊の備付けを規定しています。
- ② 留意事項
 - 苦情は貴重な意見として今後の業務に活かしてください。
 - 相手の名前、住所、電話番号は必ず記載し簿冊に残しておいてください。
- ③ 記載事項
資料２「苦情処理簿」を参照

【（３）乗務記録簿】

- ① 重要性
営業の実態を把握するための大事な簿冊になります。
- ② 留意事項
 - 料金はもちろん、依頼者、開始時刻や到着時刻、主な経由地、走行距離等できるだけ正確に記載をしてください。
 - 車両ごとに乗務記録簿を作成される場合は、乗務員欄には「二種免許保有者」と「二種免許を保有していない者」との区別をしてください。
 - ※ 理由
二種免許保有者同士で乗務した場合、どちらが客車を運転したかの区別をするため
・ 事件や事故について警察からの事情聴取
・ 客からの苦情等
があった場合、運転した者を特定することで、従業員の正当な行為を証明し、客からの理不尽な要求や苦情等から会社や従業員を守るためにも重要です。
- ③ 記載事項
資料３「乗務記録簿」を参照
- ④ その他
警察署も立入検査の際に確認します。

【（４）従業員指導記録簿】

① 重要性

業務に関して何か問題が起きた場合、事業主として日々の指導を確実にしていることを証明するためにも重要です。

② 留意事項

- 定期的な記載に努めてください。
- 下記の記載例を参考にして記載してください。

【記載例】

- ◎ 料金の收受方法
 - ・ 客から領収書発行の要求があった場合は必ず領収書を発行すること。
- ◎ 自動車運転代行業約款の内容
 - ・ 約款の内容を十分理解しておくこと。
- ◎ 代行運転役務の提供の条件の説明方法
 - ・ 客には料金表を見せて目的地までいくらかかるか理解させること。
- ◎ 随伴用自動車の表示に関する事項
 - ・ タクシーと誤認されるような装備は付けないこと。
 - ・ マグネット表示は絶対に使用しないこと。
- ◎ 白タク行為等の禁止
 - ・ 客から駐車場まで乗せてくれと言われてもできない旨を告げること。
- ◎ その他
 - ・ 客に対する言葉遣いには十分注意すること。
 - ・ 客車に乗ることから服装や身だしなみは端正にすること。
 - ・ 出発前には随伴用自動車の始業点検を行うこと。
 - ・ 前を走る車や客車との車間距離は十分に取ること。

③ 記載事項

資料4「従業員指導記録簿」を参照

《 注 意 》

自動車運転代行業者は、法第20条第2項に規定してある従業員指導記録簿の備付け義務以外に、法第18条の規定により従業員に対する指導が義務付けられ、指導を怠った場合は「運転代行業務従事者指導義務違反」として行政処分(付加点数1点)の対象となります。

従業員の中にはアルバイトも多く、これらの者に対する指導が十分になされていない実態もあり、利用者とのトラブルも多いことから、法で指導義務が定められています。

簿冊の管理は重要です！！
きちんと記載しましょう！



受託保険

【 損害賠償措置を講ずべき義務 】

自動車運転代行業者は、代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって国土交通省令で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

法第12条

罰則：30万円以下の罰金 行政処分：2点

【趣旨】

事業者が事故を起こし他人に損害を与えた場合、原因が事業者にあるときは損害を補償しなければなりません。万一、保険に加入していない事業者が事故を起こし十分な補償能力がない場合、利用者の保護に欠けることから、損害賠償措置（損害賠償責任保険・共済）を講じる義務を課し、利用者の保護を図ることとしたものです。（この保険は通称「代行保険」と呼ばれています。）

【ポイント】

- ① 国土交通省で定める基準を満たしているか？
※最低補償額（対人：8千万円以上 対物：2百万円以上 車両：2百万円以上）
- ② 事業者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないか？
- ③ 保険支払額に制限がない契約になっているか？
- ④ 随伴用自動車の台数分の契約を締結しているか？
- ⑤ 保険の更新はしているか？
- ⑥ 保険料（共済掛け金）の未払いにより失効はしていないか？

《 注 意 》

客車が車検切れの場合は保険の適用外となるため、客車についても車検の有効期限を確認することが重要です。

保険加入は必須です！！
随伴車両の管理はしっかりと！



任意保険

【 随伴用自動車の損害賠償措置を講ずべき義務 】

随伴用自動車による重大事故が発生していることから、標準自動車運転代行業約款（以下「標準約款」という。）第7条に定める利用者及び第三者に対する責任に、随伴用自動車の運行による自動車損害賠償責任を追加する。代行運転自動車は法で定める補償限度額、随伴用自動車は代行運転自動車と同程度の補償限度額の損害賠償責任保険・共済契約の締結が必要である。

標準約款（平成14年国土交通省令告示第455号）の改正について
平成28年4月15日（国自旅第1号）

行政処分：2点

当社は、代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。

- (1) 略
- (2) 随伴用自動車について、対人8,000万円以上、対物200万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

標準約款第7条の2

【趣旨】

随伴用自動車による重大事故が多発していることを踏まえ、事業者が随伴用自動車を運行中に事故を起こした場合に、保険が未加入の場合、従業員に対し十分な補償ができないことから、事業者に対して損害賠償措置（任意保険）を講じる義務を課し、標準約款でも明確に示すこととしたものです。

※ 行政処分

事業者が改正後の標準約款を使用せず、補償内容が標準よりも低いなど、随伴用自動車の損害賠償措置を適正に講じていない場合には、法第13条第3項（約款届出義務）違反として悪質な場合は指示処分を行う。

（平成28年4月15日・国土交通省技術的助言）

【ポイント】

- ① 保険の有効期限は過ぎていないか？
- ② 使用目的は「業務用」となっているか？
 - 「日常・レジャー使用」と「通勤・通学使用」は不可
 - 不明な点があれば保険会社に問い合わせてください。

保険加入は必須です！！
夜間は事故リスク大！



随伴用自動車

【 表 示 等 】

自動車運転代行業者は、随伴用自動車に、国土交通省令で定めるところにより、認定を受けて自動車運転代行業を営んでいる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。

法第17条第1項

罰則：20万円以下の罰金 行政処分：2点

【趣旨】

白タク行為を防止するため、タクシーと誤認されないよう一定の事項を表示する義務を課すこととしたものです。

【ポイント】

- ① 規格は法に適合したものになっているか？
ペンキ等によるもので、着脱が容易なマグネット等は使用不可
※ ペンキ等とは
ペンキ、カッティングシート、切り文字シール、マーキングフィルム、ステッカー
- ② 配色は適切か？
車体の色と区別がつく色（要するに見やすい色）
- ③ 表示内容は正確で漏れはないか？
公安委員会名、認定番号、屋号名、代行随伴用自動車
- ④ 文字の大きさは適切か？
縦横5センチメートル以上
※ ③④は資料5を参考にしてください。



【 行 灯 】

自動車運転代行業者は、随伴用自動車への表示事項の表示又は装置の装着について、自動車運転代行業の業務を適正に実施するために必要と認められるものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

法第17条第3項

行政処分：1点

【趣旨】

タクシーと誤認されるのを防止するため、国土交通省令で行灯を装着する場合の注意点について定めたものです。

※ 行灯（あんどん）

タクシー等が車の屋根の上に付けている会社名等が入った表示灯のこと。

【ポイント】

- ① 国土交通省令（第8条第3項）で定める要件は満たしているか？
 - タクシーと誤認させるおそれのある事項は表示しない。
 - 「代行」の文字は見やすくする。
 - 「代行」の文字の大きさは屋号の文字と同じ又はそれより大きくする。
- ② 行灯は法律上必ずしも装着する必要はなく、装着は任意です。

利用者説明

【 代行運転役務提供条件の説明 】

自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、利用者が提供を受けようとする代行運転役務の内容を確認した上で、国土交通省令で定めるところにより、料金、約款の概要その他の代行運転役務の提供の条件について利用者に説明し、その説明に従って代行運転役務を提供しなければならない。

法第15条

行政処分：1点

【趣旨】

利用者に対し料金や約款の概要等の代行運転役務の内容について説明し、その説明に従って役務を提供しなければならないことを規定しています。

【理由】

代行業は主として夜間において酔客を対象に行われることから、利用者が十分な時間的猶予のもと事業者を選択し契約することができないため、不利益を受けるおそれがあります。そこで、このような不利益の発生を未然に防止するため事業者に対し、業務を行う際にあらかじめ料金や行き先、経路等を利用者に説明することなどを義務付け、利用者の保護を図ることとしています。

【ポイント】

① 従事員は説明内容を理解しているか？

事業者の名称、従業員の名、営業所に掲示した料金表、利用者に支払う料金の概算、約款の概要、損害賠償措置の概要、タクシー業務（白タク行為）を行うことができないこと。

② 説明方法は適切か？

原則として口頭及び書面の交付により利用者に説明し、その説明に従って役務を提供しなければならない。

③ 必要書類は随伴用自動車内に置いてあるか？

※ 理由

料金表や約款は営業所内に掲示しているが、現状では利用者は必ずしも営業所ばかりに来るのではなく、随伴用自動車は営業所代わりとなることもあり得る。そのため利用者に対し役務提供条件を説明するためにも必要書類を随伴用自動車内に置いておく必要がある。

※ 必要書類

料金表、約款、領収書、損害賠償措置に関する資料

報告・立入検査

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

法第21条第2項

罰則：20万円以下の罰金 行政処分：2点

【趣旨】

自動車運転代行業者に対する監督手段のひとつで、立入検査を行う者に自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収権限と、その営業所への立入検査及び質問権について規定したものです。

【ポイント】

- ① 法第21条第2項の国土交通大臣（都道府県知事）の権限と別に、同条第1項では公安委委員会（都道府県警察）の権限も規定しているが、両者が同時に立入検査を実施することを妨げるものではない。
- ② 虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は正当な理由なく立入検査を拒み、妨げた者に対しては、法第21条第2項（立入検査拒否等）違反として、20万円以下の罰金や行政処分（付加点数2点）が科せられる場合がある。



立入検査時の留意事項

県では法第21条第2項に基づいて定期的に自動車運転代行業者に対して立入検査を行い、保険の契約や随伴用自動車の表示方法、役務提供の状況、その他簿冊等の備付けの有無等について報告若しくは資料の提出、質問などを行うことから、立入検査を受ける場合は以下の点に留意してください。

- ① 原則、代表者の方が検査の立会いをしてください。従業員等と一緒に立ち会うことは可能です。
- ② 事前（概ね2週間前）に電話で日程の打ち合わせを行いますので、立入検査の時間と場所の確保をお願いします。
- ③ 標識、料金表、約款は掲示した状態にしておいてください。
- ④ 保険の証書、簿冊等関係書類については事前に準備し、立入検査当日に確認ができる状態にしておいてください。
- ⑤ 下記の自動車運転代行業の損害賠償措置（代行・任意保険）に関する報告書の記載と検査時の提出をお願いします。（事前に郵送にて送付します。）
- ⑥ 保険の支払いが分かる領収書若しくは通帳の写しを準備してください。
- ⑦ 随伴用自動車は全て準備してください。

※こちらの報告書は立入検査時に回収いたします

今回より、こちらの事前報告書の記載が必要となります。

記載例も添付しておりますので、参考にいただき、必要事項をご記入ください。

なお、特段の理由がなく報告書の提出がなされない場合や、虚偽の報告を行った場合には、行政処分の対象になりますのでご注意ください。

*添付書類

- 損害賠償措置（代行・任意保険）に係る報告書

(表面)

令和 年 月 日

自動車運転代行業の損害賠償措置（代行・任意保険）に関する報告書

代 行 名 (認定番号)	()	
代 表 者 名		
1 随伴用自動車の総数	台	
2 随伴用自動車の自動車登録番号 <small>(表面の記載箇所が足りない場合には、裏面もご活用ください。)</small>		
3 損害賠償責任保険名 (代行保険名)		
保険期間	R . . . ~ R . . .	
保 険 金 償 還 額	・ 対人	万円
	・ 対物	万円
	・ 車両	万円
4 損害賠償責任保険名 (任意保険名)		
保険期間	R . . . ~ R . . .	
保 険 金 償 還 額 等	・ 対人	万円
	・ 対物	万円
	・ 使用目的	使用

※立入検査時は、保険証書及び保険料の支払いがわかるものをご準備ください。

(裏面)

その他

【 変更届出義務 】

自動車運転代行業者は、法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときには、国家公安委員会規則で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の政令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

法第8条第1項

罰則：20万円以下の罰金 行政処分：2点

【趣旨】

認定の申請事項に変更があった場合の手続について定めたもので、公安委員会や県が事業者の実態を適確に把握し管理するためのものです。

【ポイント】

- ① 届出が必要な事項は把握しているか？（法第5条第1項各号に掲げる事項）
代表者の氏名、住所、名称、営業所の名称及び所在地、損害賠償措置（代行保険の変更・更新）、安全運転管理者等の氏名及び住所、随伴用自動車の入替、増車及び減車
- ② 提出の期限は守られているか？
期限は変更があった日から10日以内
※ 保険の更新をした場合は、保険証書が届き次第速やかに行うこと。
※ 戸籍謄本・抄本、登記事項証明書の添付は20日以内
- ③ 変更事項が標識の記載事項に該当する時は書換えを終えているか？
住所、氏名、事業所の名称（事業者が自ら行う）
- ④ 様式は正式なものを使用しているか？
資料6「変更届出書」のとおり
- ⑤ 担当窓口はどこか知っているか？
警察署（認定の申請をした警察署）

ご存じですか？

宮崎県警察本部ホームページにも詳しく掲載されています。

変更届はオンラインからでも申請できます。

お気軽に管轄警察署までおたずねください。

その他

【 タクシー類似行為・白タク 】

一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

道路運送法第4条第1項

罰則：3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金 行政処分：3点

【趣旨】

自動車運転代行業は、主として、夜間に飲酒した利用者（酔客）に代わって自動車を運転するもので、利用者の車に利用者に乗せ、その車の後方を事業者の車（随伴用自動車）が追随します。利用者を随伴用自動車で搬送することはタクシーの類似行為に該当するため、白タク行為を禁止している上記の道路運送法に違反する行為として処罰の対象となっています。特に代行運転では、いわゆる「A B間輸送」という白タク行為が問題となっています。

※ A B間輸送

利用者がいる飲食店等から利用者が車を駐車している場所まで、利用者を随伴用自動車と一緒に乗せて搬送する行為のこと。

【ポイント】

下記の図絵のように利用者から「A B間輸送」の依頼があっても絶対に行わない。



行政処分

1 指示処分

法第22条では、自動車運転代行業者又は運転代行業務従事者が、資料8に掲げる指示の対象となる違反行為をし、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときには、公安委員会と都道府県知事は、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示する行政処分を行うことができるとしています。

2 点数の付加

指示処分を受けると、それぞれ違反行為の区分に従って資料8に掲げる各違反行為の点数が付加され、一定の基準に達すると営業停止の処分が科せられる場合があります。

3 処分の公表

① 公表の対象となる行政処分

宮崎県知事が行う指示処分

② 公表の内容

- 認定番号
- 自動車運転代行業者の氏名又は記号
- 主たる営業所が存在する市町村
- 処分年月日
- 処分内容
- 処分理由
- 根拠法令
- 処分を行った都道府県名（宮崎県）

③ 公表の方法

宮崎県のホームページにて所定の様式で掲載することにより行います。

従業員名簿

氏 名		採用年月日	年 月 日	退社年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日	主な出勤日			
住 所					写真添付 (*1) (タテ 3.0cm 以上 ヨコ 2.4cm 以上) 名簿作成前 6 ヶ月 以内に撮影したもの
電話番号		面接担当者			
携帯電話		紹介者			
緊急連絡先 氏 名		緊急連絡先 T E L			
昼勤務先		勤務先 TEL			
扶養家族			運転免許証写し添付 ※免許証写しを添付された場合には(*1)の添付・記載は必要ありません。		
免許種別 (*1)					
免許番号 (*1)					
免許期限 (*1)					
免許条件・ 限定等(*1)					
指導記録・勤務記録等					

*作成日から2年間、従業員でなくなった日から2年間保存しておかなければならない。

苦情処理簿

苦情受付日時	年 月 日 曜日 午前・午後 時 分	受付担当者	
苦情申出者氏名		電話番号	
住 所			
苦 情 内 容			
原因究明の結果			
苦情に対する 弁明の内容			
改 善 措 置			
苦情処理担当者			

* 作成日から2年間、保存しておかなければならない。

乗務記録簿

乗務員氏名					乗務年月日 年 月 日 曜日			始業開始 時 分		終業開始 時 分	
NO.	依頼元	開始時間	経由地	到着地	到着時間	走行キロ	料 金	運転した車両	同伴乗務員	随伴車両登録番号	
1								代行・随伴			
2								代行・随伴			
3								代行・随伴			
4								代行・随伴			
5								代行・随伴			
6								代行・随伴			
7								代行・随伴			
8								代行・随伴			
9								代行・随伴			
10								代行・随伴			
11								代行・随伴			
12								代行・随伴			
13								代行・随伴			
14								代行・随伴			
15								代行・随伴			
事故発生報告	日 時 分発生		発生場所								
事故の概要											
休息・仮眠場所			休息・仮眠場所		時 分 ~		時 分		分間		
始業メーター	就業メーター		1日総走行キロ数		実車総走行キロ数		売上合計		円		

*作成日から2年間、保存しておかなければならない。

従業員指導記録簿

指導記録簿	年 月 日 曜日 午前・午後 時 分	指導担当者	
指導場所			
指導を受けた者			
指 導 内 容			
1. 料金の収受方法			
2. 自動車運転代行業約款の内容			
3. 代行運転役務の提供の条件の説明方法			
4. 随伴用自動車の表示等に関する事項			
5. 自動車運転代行業が旅客自動車運送業と異なることその他の道路運送法第4条、 第43条及び第80条第1項の遵守に関する事項（白タク行為等の禁止）			
6. その他（要点を記入）			

* 作成日から2年間、保存しておかなければならない。

随伴用自動車の表示方法

資料 5

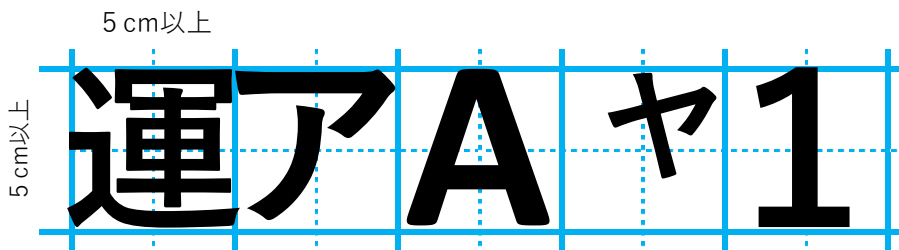
○随伴用自動車の表示の厳格化（平成28年10月 1 日実施）

随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を告示に従い改める

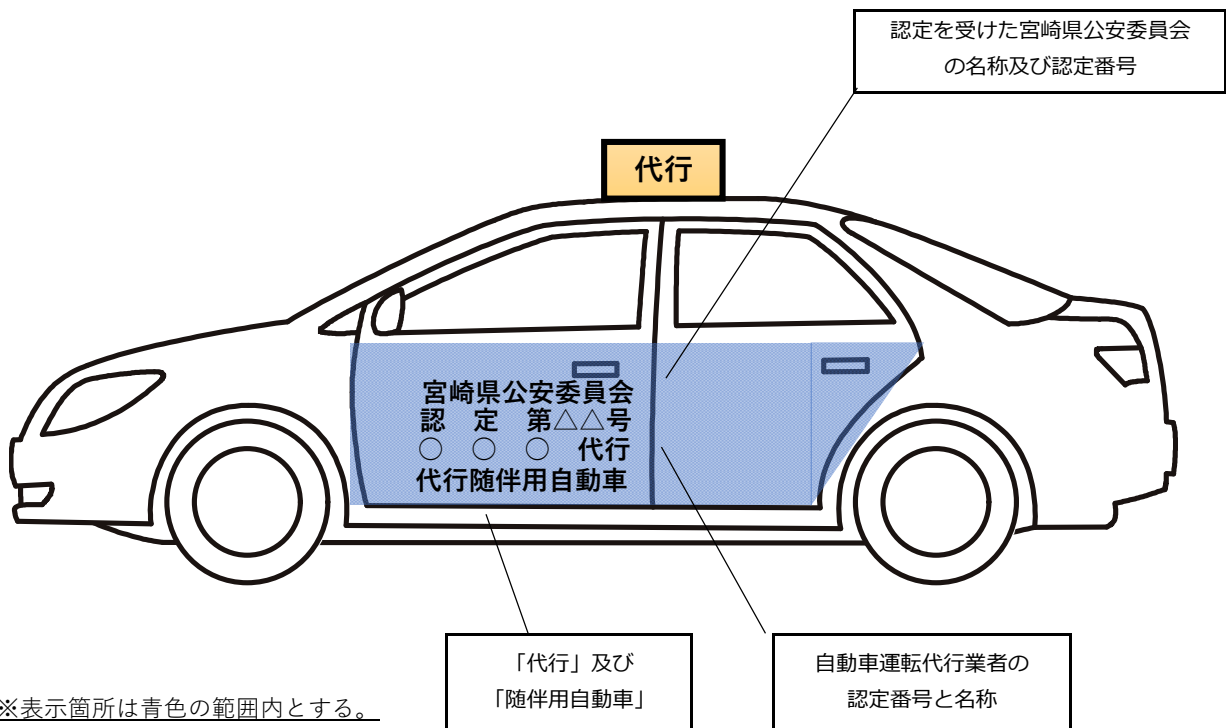
改正点

- ・ 車体の両側面のドア部分（窓ガラスを除く）に表示する。
- ・ マグネット不可
- ・ 文字の大きさを縦横それぞれ 5 cm 以上としなければならない。

文字のサイズ縦 5 cm × 横 5 cm 以上



- ・ 公衆及び利用者に見やすい表示



※表示箇所は青色の範囲内とする。

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	公安委員会	認定 番号	
変 更 年 月 日			
変 更 事 項	新		旧
変 更 理 由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

標準自動車運転代行業約款（平成14年5月24日国土交通省告示第455号）
（最終改正平成28年4月15日国土交通省告示第674号、施行平成28年10月1日）

（適用範囲）

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（代行運転役務の提供）

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

（代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- （1） 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- （2） 代行運転自動車がないとき。
- （3） 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- （4） 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- （5） 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- （6） 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- （7） 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- （8） 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- （9） 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- （10） 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- （11） 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- （12） 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

(料金)

第5条 当社が収受する代行運転役務の提供の料金は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

(料金の収受)

第6条 当社は、代行運転役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。

2 当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

(利用者及び第三者に対する責任)

第7条 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等の構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第7条の2 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。

(1) 代行運転自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上、車両二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

(2) 随伴用自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

(利用者の責任)

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律罰則等一覧表

違反名	条項	点数 (行政処分)	罰則
営業停止命令違反	第23条第1項、第25条第2項第2号、第31条	—	1年以下の拘禁刑若しくは50万円
営業廃止命令違反	第24条第1項、第25条第2項第2号及び第3号、第31条	—	以下の罰金又はこれを併科
無認定営業	第5条、第32条第1号	—	30万円以下の罰金
名義貸し禁止違反	第10条、第32条第2号	2点	
損害賠償措置義務違反	第12条、第32条第3号		
指示違反	第22条第1項、第25条第2項第1号、第22条第2項、 第32条第4号		
不正手段による認定	第32条第5号	—	
申請書等虚偽記載	第5条第1項、第33条第1号	2点	20万円以下の罰金
標識掲示等義務違反	第6条第1項、第33条第2号		
変更届出義務違反	第8条第1項、第33条第3号		
料金掲示等義務違反	第11条、第33条第5号		
約款掲示等義務違反	第13条第1項、第5項、第33条第6号		
約款届出義務違反	第13条第3項、第33条第7号		
代行運転自動車標識表示義務違反	第16条、第33条第8号		
随伴用自動車表示義務違反	第17条第1項又は第2項、第33条第9号		
帳簿備付け義務違反	第20条第1項又は第2項、第33条第10号		
立入検査拒否等	第21条第1項又は第2項、第33条第11号		
廃業等届出義務違反	第9条、第33条第4号	—	
道路運送法違反 (タクシー類似行為)	道路運送法第4条第1項、第96条第1項第1号 第43条第1項、第78条、第97条第1項第1号、第5号	3点	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金 1年以下の拘禁刑又は150万円以下の罰金
安全運転管理者未選出	第19条第1項で読替え後の道交法第74条の3第1項、 第120条第1項第11号の3	2点	5万円以下の罰金
副安全運転管理者未選出	第19条第1項で読替え後の道交法第74条の3第4項、 第120条第1項第11号の3		
下命・容認行為禁止違反 (無免許)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第1号、 第117条の4第3号、第123条	3点	1年以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金
下命・容認行為禁止違反 (速度)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第2号、 第118条第1項第4号、第123条	3点	6月以下の拘禁刑又は 10万円以下の罰金
下命・容認行為禁止違反 (酒酔い・酒気帯び)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第3号、 第117条の2第4号、第117条の2の2第6号、第123条	3点	5年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金 3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
下命・容認行為禁止違反 (過労・薬物等運転)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第4号、 第117条の2第5号、第117条の2の2第7号、第123条		
下命・容認行為禁止違反 (放置駐車)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第7号、 第119条の2第1項第3号、第123条	2点	15万円以下の罰金

※網掛け部分は宮崎県の所掌、黄色マーカー部分は宮崎県及び公安委員会の所掌(行政処分に限る。)

